

家計急変時の奨学金制度【貸与型】

在学中に家計が急変した場合、1年以内に申し出ること、その時点で貸与を受けていない奨学金（第一種・第二種）を事由発生年月まで遡って貸与を受けることができる制度です。

	緊急採用奨学金 (第一種)	無利子	応急採用奨学金 (第二種)	有利子
出願条件	1年以内に生計維持者（原則父母）の失職、破産、事故、病気、死亡、災害、大幅な収入減などで家計が急変した者。 ただし、現在第一種奨学金を受けている場合は、申請不可 ※原則、貸与終期は採用年度の3月です。 貸与継続を希望する場合は、延長の手続きが必要となります。		1年以内に生計維持者（原則父母）の失職、破産、事故、病気、死亡、災害、大幅な収入減などで家計が急変した者。 ただし、現在第二種奨学金を受けている場合は、申請不可 ※原則、正規の卒業年月（2年生）まで貸与を受けることが可能です。	
貸与月額	自宅生：2万円、3万円、4万円、5万3千円（最高月額） 自宅外生：2万円、3万円、4万円、5万円、6万円（最高月額） ※最高月額は機構の定める基準を満たした場合のみ選択可能		2万円から12万円のうち 1万円単位で選択	

【参考】日本学生支援機構 緊急採用・応急採用

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

